

茨城県新しい公共支援事業運営委員会設置要項

(目的)

第1条 茨城県雇用創出等基金条例に基づき、地域の活性化及び安全に安心して生活できる環境の確保を目的として、NPO等の活動基盤整備や行政とNPO等との協働等新しい公共支援事業を円滑に推進するため、茨城県新しい公共支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、新しい公共支援事業に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 支援事業に関する基本方針、事業計画、成果目標の検討
- (2) 委託事業における団体・組織からの提案の選定
- (3) NPO等の支援対象者及び支援対象者が実施する事業の選定
- (4) モデル事業の選定
- (5) 各事業の進捗状況の把握と評価
- (6) 支援事業の効果を高めるための検討及び指導・助言等
- (7) 支援事業に関する国への要請及び国からの要請等への対応
- (8) 事業等の選定基準の検討
- (9) その他

(組織等)

第3条 運営委員会の委員には別記に掲げる者をもって構成する。

- 2 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求め意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(運営委員会の運営)

第5条 運営委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 第2条に掲げる事項に関して個別に検討等を行うため、必要に応じて運営委員会に部会等を置くことができる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、生活環境部生活文化課県民運動推進室が担当する。

(その他)

第7条 この要項に定めるほか、運営委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要項は、平成23年4月21日から施行する。